

株式会社 ユニセン 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日 ～ 令和7年8月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和5年9月までに、所定外労働を削減するため、所定外労働時間の多い部署へ職員を追加で雇用する。

<対策>

- 令和4年9月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和4年10月～ 社内検討委員会の設置
- 令和4年11月～ 職員の追加雇用開始

目標2：令和6年9月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人あたり平均年間8日以上にする。

<対策>

- 令和4年12月～ 年次有給休暇の取得状況についての実態を把握
- 令和5年3月～ 社内検討委員会の設置
- 令和5年4月～ 計画的な取得へ向けた管理職研修の実施
- 令和5年7月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組開始

以上

株式会社 ユニセン 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社は、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日 ～ 令和7年8月31までの3年間
2. 当社における課題
現在、女性従業員の活躍の場が増えたが管理職に女性従業員がいない。
3. 目標
女性従業員が活躍できることをアピールし、女性従業員管理職を1名以上にする。
4. 取組内容および実施期間
 - ・令和4年9月～ 女性採用者を増やす為にPR（企業内保育施設の内容を含む）を検討。
 - ・令和4年10月～ 在職女性従業員への情報収集。
 - ・令和5年1月～ 担当部署の変更等を実施。
5. 働き方改革に向けた取り組み
育児休暇制度等の休暇制度、企業内保育施設の周知を図り、対象の方には休暇制度、施設の使用を促す。

以上